

意見公募手続（パブリックコメント）に対する意見等の概要及び検討結果

【検討結果区分】

A 策定案に反映できるもの	件
B 既に盛り込み済みのもの	2 件
C 今後の参考となるもの	件
D 反映できないもの	件
E その他意見など	9 件
計	11 件

1. 案 件 名 : 武雄市子どもの未来応援計画（武雄市子どもの貧困対策計画）（案）
2. 意見の募集期間 : 平成29年3月17日（金）～3月27日（月）
3. 意見の提出者 : 2 人
4. 意 見 数 : 11 件

番号	意見等の概要	検討結果の区分	意見等に対する検討結果
1	<p>就学援助申請やひとり親支援関係書類において、民生委員に書類の記載をお願いするのは、必要な人が申請したくてもできないのではないかと。不正受給や、民生委員の方との繋がりを保つためかもしれないが、地方であればあるほど、近所の目を意識して生活に困窮していても申請しないのではないかと。以前、住んでいた市では、就学援助申請書は直接学校へ、ひとり親支援関係の書類は市役所の担当課へ、申請するようになっていた。転入してすぐに申請をしたが、初対面で書類にサインをいただくことは、とても抵抗があった。</p>	E	<p>民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。また住民のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」や見守りなど重要な役割を担っています。</p> <p>このため、ひとり親家庭（※転入や新規申請などの初回申請時のみ）や就学援助の関係書類において民生委員の証明書類を添付書類としています。</p>
2	<p>学校をあらゆる学びの場とするということだが、学校の先生の負担と学校に近づくことができない子供達のニーズが合っていないと思う。学校があっている時間でも行けるような学校外の場所の提供が必要だと思う。スクラムがあるのは知っているが、特別支援学級在籍の子供は基本的には利用できない決まりと聞いている。また、特別支援を理解している担当の方がいないことも予想されるので、検討が必要だと思う。</p>	E	<p>特別支援学級在籍の児童生徒については、適応指導教室「スクラム」を利用できないという決まりはありませんが、対応への配慮が必要なことから、保護者と相談のうえ、個々の状況に応じて、可能な限り受け入れていきたいと考えています。</p>

番号	意見等の概要	検討結果の区分	意見等に対する検討結果
3	<p>仕事については、ひとり親がフルタイムの就労をすることは、家族や親戚等の支援がない場合、かなり難しくなる。移住促進も考えている武雄市において、正規雇用以外の働き方の選択肢がなければ、定着して住む人は減少すると考えられる。在宅ワークの選択肢の拡充により、心身ともに健康で過ごせる働き方の提供が必要だと思う。</p>	B	<p>ひとり親に限らず、子育てや介護などでフルタイムや決められた時間に就労ができない市民の皆様方へのサポート策として、29年度雇用創出事業の一環でクラウドソーシングなどの新しい働き方である在宅ワークの研修や基礎訓練等の事業を行うよう計画をしています。</p>
4	<p>どんな家庭でも、経済的な変動はいつ起こるか予想できない。就学援助申請の書類は、入学時のみ配布のようだが、新学期の際、全員配布をした方がいいと思う。他市では新学期に全員配布であった。</p>	B	<p>今後、全員へ周知する方向で検討していきたいと考えています。</p>
5	<p>離婚の理由は様々だが、子供の不登校や障害により家庭内での理解が合わずに離婚する場合もある。子供がその子にあった学びができないことは、子供のみならず、親も心身ともに疲弊する。また、専門性のある指導ができないと学校側から言われることで、親は学びのサポートも自立も全て追うことになり、そのような状態で働くことはとても困難である。気になる子や家庭を問題視し追い詰めることのないように、その子の特性に合った学びを日々お願いしなければ実現できない体制ではなく、もっと楽にその子に合った学びができるよう理解と協力をお願いしたい。</p>	E	<p>子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し克服することを目的として、現在、特別支援教育支援員を各学校へ配置し支援を行っています。</p> <p>また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談・支援等を実施し、関係機関へつなげるなど、今後も個々のケースに応じた対応に努めていきたいと考えています。</p>

番号	意見等の概要	検討結果 の 区 分	意見等に対する検討結果
6	<p>(計画書6 P)</p> <p>下から5～6行目の「世帯にかかわらず、」について、下から5行目以降の文章は困難度が高い世帯の回答内容を説明しており「にかかわらず」についてはおかしいのではないか。</p>	E	<p>当該箇所については、困難度が高い世帯を含む全体の回答の中で多かったものについて記載しています。</p>
7	<p>(計画書9 P)</p> <p>1 2行目「民間の保育所」とあるが、市内の保育所は全て民間であるため「民間」削除</p>	E	<p>当該箇所については、「民間の保育所・幼稚園・認定こども園」と記載しており、市内には公立幼稚園が1園ありますが、そのほとんどが「民間」による運営です。</p> <p>学校段階が変わる際に運営母体が変わることが多く、進学等の環境変化に大きく影響を及ぼすと考えられることから、当該箇所ではそれが分かりやすいよう「民間」という言葉を用いています。</p>
8	<p>(計画書9 P)</p> <p>2 5行目「学校段階のギャップ」とはどういうことを指すのか。</p>	E	<p>「学校段階のギャップ」とは、保育所・幼稚園・認定こども園から小学校への入学、小学校から中学校への進学、中学校から高校等への進学・就職など、それぞれの段階において子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する時期や状態を指しています。</p>
9	<p>(計画書9 P)</p> <p>2 9行目「子ども視点」とは、子どもを見守ることによいのか。誰が受け持つのか。</p>	E	<p>「子ども視点」とは、これまでの貧困対策が大人(親)に対する支援が大部分であったことから、今後は、特に子どもの成長段階に焦点を当てた施策を実施し、貧困の連鎖を断ち切ることを目指します。</p>

番号	意見等の概要	検討結果の区分	意見等に対する検討結果
10	<p>(計画書10P)</p> <p>6行目「有機的」と9行目「横断的・総合的」の違いは。</p>	E	<p>「有機的」とは、「有機体のように、多くの部分が緊密な連関をもちながら全体を形作っているさま」(出典:デジタル大辞泉)であり、教育や福祉の制度等において、密接に関連するものを必要性に合わせて組み合わせながら支援する状態を表したものです。</p> <p>一方、「横断的・総合的」は、「異なる分野・種類などを超えたつながりがあるさま」・「個々の物事を一つにまとめるさま」(出典:デジタル大辞泉)であり、直接関係のない事業や部署においても、子どもの貧困対策という視点を取り入れることで、部署等の垣根を越えて市全体で子どもの貧困対策に取り組む状態を表しています。</p>
11	<p>(計画書12P)</p> <p>1行目「就業環境の改善のために雇用対策…」について、特に経営者の子育てへの理解が必要であるので対策を進めて欲しい。</p>	E	<p>就業環境の改善については、国の施策に沿って、広報等を活用した啓発に努めていきます。</p>